

○江別市移住支援金交付要綱

令和元年8月1日市長決裁

改正

令和2年5月1日
令和3年4月6日
令和4年4月11日
令和5年4月1日
令和5年7月3日
令和6年3月29日
令和6年9月10日
令和7年4月1日

江別市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江別市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行う江別市移住支援事業における移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付に関し、北海道が定めるU I Jターン新規就業支援事業実施要領（以下「道要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第5条に規定する交付の申請を行った日の属する年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員（配偶者を除く。）を帯同して移住する場合は、第2号に定める額に、18歳未満の者1人につき100万円を加算した額を交付するものとする。

(1) 単身の場合 60万円

(2) 2人以上の世帯（以下「世帯」という。）の場合 100万円

(対象者要件)

第3条 移住支援金の交付対象者は、単身の場合にあっては第1号に該当し、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当するものとし、世帯の場合にあっては第1号及び第6号に該当し、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のアからウまでに規定する移住等に関する要件のいずれにも該当する者

ア 次に掲げる移住元に関する要件のいずれにも該当する者

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。以下同じ。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の

地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていた者

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた者（通勤をしていた場合にあっては、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

イ 次に掲げる移住先に関する要件のいずれにも該当する者

(ア) 平成31年4月1日以降に転入した者

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内である者

(ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有している者

ウ 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有する者

(ウ) 移住支援金の交付対象者は（世帯向けの金額を申請する場合は、移住支援金の交付対象者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に移住支援金の交付対象者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、北海道及び市が認める場合を除く。

(エ) その他北海道又は市が移住支援金の交付対象者として不相当と認めた者でないこと。

(2) 次のア及びイに規定する就業に関する要件のいずれかに該当する者

ア 北海道が実施するプロフェッショナル人材事業又は金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者（以下「専門人材」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加その他離職することが前提でないこと。

イ アに規定する者以外のものであって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先の求人について、移住支援事業を実施する北海道が移住支援金の対

象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、北海道及び市が対象とする場合を除く。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。

(オ) 求人への応募日がマッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 次のアからウまでに規定するテレワークに関する要件のいずれにも該当する者

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う者

イ 移住先で、原則として通勤せず、テレワークにより勤務するものとし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない者

(4) 次のア及びイに規定する関係人口に関する要件のいずれかに該当し、かつウに規定する地域の担い手確保に関する要件に該当すること。

ア 市若しくは地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事又は地域イベントに継続的に参加している者

イ 市に居住経験のある者

ウ 農林水産業に就業する者

(5) 起業に関する要件として、1年以内に北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けている者

(6) 次のアからオまでに規定する世帯に関する要件のいずれにも該当する者

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2 前項第1号ア（ア）の期間の算定において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(予備登録申請)

第4条 移住支援金の申請を予定している者は、道要領の規定対象法人に就業する場合又は専門人材の場合は就業後1か月以内に、第3条第1項第3号に規定するテレワーク移住の場合、同項第4号に規定する関係人口に関する要件及び地域の担い手移住に該当する場合又は同項第5号に規定する起業移住の場合は転入後1か月以内に、前条に規定する対象者要件を満たすことが見込まれることを確認し、移住支援金交付予備登録申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。この場合において、当該期間経過後に予備登録申請を行った者があったときは、市と北海道が協議し、その取扱いを決定するものとする。

2 前項に規定する申請を行った者は、転入後1年以内に、次条に規定する申請を行うものとする。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、移住支援金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 移住支援金の交付申請に関する誓約書(第3号様式)
- (2) 個人情報の取扱いについて(第4号様式)
- (3) 就業証明書(第5号様式、第6号様式又は第7号様式)
- (4) 本人確認書類
- (5) 対象者要件を満たすことを証する書類

(交付決定及び額の確定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、交付決定及び移住支援金額を確定し、速やかに江別市移住支援事業における移住支援金の交付決定及び金額の確定通知書(第7号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認めたとき、又は予算上の理由等により当該年度における交付が不可であるときも、当該申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第7条 市長は、交付決定を行った申請者(以下「交付決定者」という。)に対して、申請日から3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 交付決定者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書(第8号様式。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 市長は、再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに江別市移住支援事業における移住支援金の交付決定通知書(再交付)(第9号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、移住支援金の交付が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者及び支援対象企業に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 市長は、交付決定者が第1号から第4号までのいずれかに該当するときは移住支援金の全額の返還を、交付決定者が第5号に該当するときは移住支援金の半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び市が認めたときはこの限りでない。

(1)虚偽の申請等をしたとき。

(2)移住支援金の申請日から3年未満に市から転出したとき。

(3)就業により移住支援金の交付を受けた場合において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞したとき。

(4)第3条第5号の交付決定を取り消されたとき。

(5)移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市から転出したとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市が北海道と協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月1日)

(施行期日等)

1 この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月9日以後江別市に転入した者について適用する。

(経過措置)

2 令和2年4月8日以前に江別市に転入した者の交付要件については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和3年4月6日)

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年4月6日から施行し、令和3年4月1日以後に江別市に転入した者について適用する。

(経過措置)

2 令和3年3月31日以前に江別市に転入した者の交付要件については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和4年4月11日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和4年3月31日以前に江別市に転入した者の交付要件については、この要綱による改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月3日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年7月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 令和5年3月31日以前に江別市に転入した者の交付要件については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月31日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月10日）

この要綱は、令和6年9月10日から施行する。

附 則（令和7年3月31日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

（宛先）江別市長

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付予備登録申請書

江別市移住支援金要綱第4条の規定に基づき、転入後1年以内の要件を満たす予定のため、事前に移住支援金の予備申請をいたします。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日		
氏名		男・女	西暦	年	月 日
移住先の住所	〒				
移住元の住所	〒				
電話番号		メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）			人
			上記家族の人数のうち申請日の属する年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員の人数（配偶者を除く）			人
移住支援金の種類	就業	起業	テレワーク	専門人材	関係人口と農林水産業	
本申請予定日	令和 年 月 日					

3 確認事項（就業に○をつけた場合のみ：該当する欄に○を付けてください）※

マッチングサイトに掲載されている企業に就業し、移住要件を満たしている	A. 該当する	B. 該当しない
------------------------------------	---------	----------

※確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

就業先の企業名	
---------	--

管理コード（北海道及び江別市使用欄）	
--------------------	--

注意事項

（移住された方へ）

・当市に本書を提出しなかった場合は、移住支援金の事前の手配が出来ず、申請時に移住支援金を支給できない場合があります。

（企業様へ）

・就業された方が、移住支援対象の資格を有した方である場合、本書をお渡しいただき、江別市に届け出をするよう申し伝えのほどお願いいたします。

・移住支援対象となりうる就業者がいらっしゃるにもかかわらず、申し伝えただかずに就業者が資格を喪失した場合、今後マッチングサイト掲載について見直しをさせていただく可能性があります。

第2号様式（第5条関係）

（宛先）江別市長

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付申請書

江別市移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

※氏名は、記名捺印又は署名してください

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち申請日の属する年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員の人数（配偶者を除く）	人
		テレワーク		専門人材	関係人口と農林水産業	

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

第3号様式「移住支援金の交付申請に関する誓約書」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
第4号様式「個人情報の取扱いについて」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、江別市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 江別市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
（農林水産業の場合のみ記載） 江別市や地域づくり団体に関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的な参加又は江別市の居住経験について		A. 参加している又は居住経験ある		B. いずれもない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住 所	〒
-----	---

5 (東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区への在勤履歴

※直近 1 年以上かつ通算 5 年以上の在勤履歴を記載

期 間	就業先	就業地

※東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。
ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署			
住 所			
勤務先へ行く頻度	週・月・年	回程度	／ 行くことはない / その他 ()

7 (農林水産業による移住者のみ記載) 関係人口に関する要件

江別市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動名又は地域の自治会行事や地域イベント名	
江別市に居住していた住所	
活動期間又は居住期間	

※地域づくり等の活動実績の証明書又は江別市に居住していたものがわかる書類添付が必要

管理コード (北海道及び江別市使用欄)	
---------------------	--

第3号様式（第5条関係）

（宛先）江別市長

移住支援金の交付申請に関する誓約書

1 北海道が実施するUIJターン新規就業支援事業及び江別市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び江別市から求められた場合には、それに応じます。

2 以下の場合には、江別市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（2）上記1に定める報告又は立入調査を拒否した場合：全額

（3）移住支援金の申請日から3年未満に江別市以外の市区町村に転出した場合：全額

（4）江別市移住支援金交付要綱第3条第2号（就業による場合）において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞した場合：全額

（5）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

（6）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に江別市以外の市区町村に転出した場合：半額

3 住所・連絡先に変更があった場合、速やかに変更内容について江別市に申し出ます。

上記の内容について確認・同意いたします。

同意年月日： _____ 年 月 日

氏 名： _____

○住所・連絡先が変更になった場合は、下記のいずれかの方法でお知らせください。

- ・ 電話番号 011-381-1064
- ・ メールアドレス iju@city.ebetsu.lg.jp
- ・ 郵送先 〒067-8674 江別市高砂町6番地
江別市企画政策部広報広聴課

原本：江別市保管 写し：申請者保管

（宛先）江別市長

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	<p>目的達成後に離職することが前提ではない</p> <p><input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業</p>

北海道が実施するU I Jターン新規就業支援事業及び江別市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、北海道及び江別市の求めに応じて、北海道及び江別市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第 6 号様式（第 5 条関係）

（宛先）江別市長

【テレワーク用】

年 月 日

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない、 かつ週 20 時間以上テレワークを実施する
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方 創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

北海道が実施する U I J ターン新規就業支援事業及び江別市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、北海道及び江別市の求めに応じて、北海道及び江別市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第7号様式（第5条関係）

（宛先）江別市長

【テレワーク用（個人事業主・フリーランスの方向け）】

年 月 日

申請者名

居住地

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日	
	平日	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
	土曜	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
	日祝	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
特記事項（備考）			

第 号
年 月 日

様

江別市長

江別市移住支援事業における移住支援金の交付決定及び金額の確定通知書

江別市移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定し、金額を確定しましたのでお知らせいたします。

本通知書を受領後、同封の請求書及び振込先口座名義と口座番号を証する書類（通帳の写し等）を江別市長宛てに提出してください。

移住支援金 金 _____ 円

（備考）

- 1 江別市は、江別市移住支援金交付要綱第11条の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に江別市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・江別市移住支援金交付要綱第3条第2号（就業による場合）において、申請日から1年以内に移住支援金の交付要件を満たさず職を辞した場合：全額
 - ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に江別市以外の市区町村に転出した場合：半額

- 2 江別市は、北海道が定めるUI-Jターン新規就業支援事業実施要領及び江別市移住支援金交付要綱第10条の規定に基づき、移住支援金の申請や交付が適切に実施されたかどうか等を確認するため、移住支援金の申請者及び支援対象企業に対し、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

- 3 フラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書は、フラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35（地方移住支援型）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

第9号様式（第8条関係）

（宛先）江別市長

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付決定通知書再交付申請書

江別市移住支援事業における移住支援金の交付決定通知書の再交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 再交付の理由

理由	
----	--

管理コード（北海道及び江別市使用欄）	
--------------------	--

様

江別市長

江別市移住支援事業における移住支援金の交付決定通知書（再交付）

江別市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを（決定しましたので・決定し、交付済であることを）お知らせいたします。

移住支援金 金 _____ 円

（備考）

- 1 江別市は、江別市移住支援金交付要綱第11条の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に江別市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・江別市移住支援金交付要綱第3条第2号（就業による場合）において、申請日から1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に江別市以外の市区町村に転出した場合：半額

- 2 江別市は、北海道が定めるUIJターン新規就業支援事業実施要領及び江別市移住支援金交付要綱第10条の規定に基づき、移住支援金の申請や交付が適切に実施されたかどうか等を確認するため、移住支援金の申請者及び支援対象企業に対し、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

- 3 フラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書は、フラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35（地方移住支援型）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--